

「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」
(昭和61年 1 月30日 61農蚕第473号 農蚕園芸局長通達) の一部改正
新旧対照表

(下線部は改正箇所)

改 正 後	現 行
第1～第8 [略] 別表1 (第1第2項関係) 密閉形輸送機器の基準 密閉形輸送機器とは、次の各号のいずれかに該当し、封印のできる構造のものであること。 1 「海上コンテナ積輸入植物検疫要領」第1第2項に定める密閉形コンテナ。 2 「航空コンテナ等積替確認実施要領」第1第2項に定める指定密閉形航空コンテナ。 3 上記1及び2と同等以上の密閉性及び強度を有する輸送機器。ただし、これらの輸送機器であって運転室がある場合は、運転室と貨物室が完全に仕切られている構造のものであること。 別表2 [略]	第1～第8 [略] 別表1 (第1第2項関係) 密閉形輸送機器の基準 密閉形輸送機器とは、次の各号のいずれかに該当し、封印のできる構造のものであること。 1 「海上コンテナ積輸入植物検疫要領」第1第2項に定める密閉形コンテナ。 2 「航空コンテナ積替確認実施要領」第1第2項に定める指定密閉形航空コンテナ。 3 上記1及び2と同等以上の密閉性及び強度を有する輸送機器。ただし、これらの輸送機器であって運転室がある場合は、運転室と貨物室が完全に仕切られている構造のものであること。 別表2 [略]